



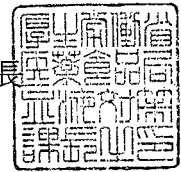
健感発第 1208003 号
薬食血発第 1208004 号
平成 18 年 12 月 8 日

社団法人日本病院会会長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



厚生労働省医薬食品局血液対策課長



乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチンについて

ワクチンの安定供給の確保については、平素より多大な御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチン（以下「狂犬病ワクチン」という。）については、「乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチンについて」（平成 18 年 12 月 1 日付け薬食血発第 1201005 号厚生労働省医薬食品局血液対策課長連名通知（以下「12 月 1 日付け通知」という。）により周知したところです。

その後の状況を見ると、引き続き大量の注文が続いていることから、狂犬病ワクチンが必要な者に的確かつ円滑に接種が行えるよう、下記の事項につき貴会傘下の医療機関等に対して重ねて周知を図るとともに適切な対応をお願い申し上げます。

なお、狂犬病ワクチンについては、平成 19 年 1 月末頃までには約 1 万 7 千本が追加出荷されるとのことであり、供給は確保されるところです。

厚生労働省としても可能な限りの対策を講じて、狂犬病ワクチンの安定供給を図る所存ですので、ご理解、ご協力のほど、お願い申し上げます。

なお、各都道府県衛生主管部(局)長には、別添(写)のとおり通知したことを申し添えます。

記

1. 在庫が減少している状況を鑑み、優先的に狂犬病ワクチンの接種が必要と考えられる者に対する的確かつ円滑に接種が行えるようにする*ため、医療機関に対し現に必要とされる量以上のワクチンを購入しないよう要請すること。

* 狂犬病ワクチンは、狂犬病の流行地域からの帰国者で犬等に咬まれた者、狂犬病の流行地域に渡航する者で犬等に接触する可能性が高い者（この場合、ワクチン接種には最低1ヶ月要することを考慮する必要がある。）に優先的に接種するものとする。

2. わが国においては、昭和33年以降、ヒト若しくは動物での狂犬病の国内発生は報告されておらず、このため、国内で飼い犬等に咬まれた場合には、狂犬病に感染する可能性は極めて低いと考えられ、通常の傷口の処置は必要であるが、狂犬病ワクチンを接種する必要性までではないこと。
3. 次のホームページ等を参照し、狂犬病に関する正確な情報の把握に努められたいこと。

厚生労働省ホームページ（狂犬病について）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou10/index.html>

・狂犬病に関するQ&A

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou10/07.html#q16>

・狂犬病の世界の発生状況（地図）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou10/pdf/03.pdf>

国立感染症研究所ホームページ（狂犬病）

http://idsc.nih.gov.jp/idwr/kansen/k03/k03_18/k03_18.html



医政経発第 1208004 号
健感発第 1208002 号
薬食血発第 1208001 号
平成 18 年 12 月 8 日

各 (都道府県
政令市
特別区) 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局経済課長

厚生労働省健康局結核感染症課長

厚生労働省医薬食品局血液対策課長

乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチンについて

乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチン（以下「狂犬病ワクチン」という。）については、「乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチンについて」（平成 18 年 12 月 1 日付け医政経発第 1201004 号、薬食血発第 1201002 号、厚生労働省医政局経済課、厚生労働省医薬食品局血液対策課長連名通知（以下「12 月 1 日付け連名通知」という。）により周知したところである。

その後の状況を見ると、引き続き大量の注文が続いていることから、狂犬病ワクチンが必要な者に的確かつ円滑に接種が行えるよう、下記の事項につき貴管下関係者に対して重ねて周知を図るとともに適切な対応をお願いする。

- なお、狂犬病ワクチンについては、平成 19 年 1 月末頃までには約 1 万 7 千本が追加出荷されることとされており、供給は確保されることと考えている。

記

1. 在庫が減少している状況を鑑み、優先的に狂犬病ワクチンの接種が必要と考えら

れる者に対する確かつ円滑に接種が行えるようにする*ため、医療機関に対し現に必要とされる量以上のワクチンを購入しないよう要請すること。

* 狂犬病ワクチンは、狂犬病の流行地域からの帰国者で犬等に咬まれた者、狂犬病の流行地域に渡航する者で犬等に接触する可能性が高い者（この場合、ワクチン接種には最低1ヶ月要することを考慮する必要がある。）に優先的に接種するものとする。

2. 医療機関に狂犬病ワクチンが現に必要とされる分が的確に供給されるようにするため、偏在防止の観点から、卸売販売業者に対し当該通知の趣旨を踏まえた協力を求めること。
3. わが国においては、昭和33年以降、ヒト若しくは動物での狂犬病の国内発生は報告されておらず、このため、国内で飼い犬等に咬まれた場合には、狂犬病に感染する可能性は極めて低いと考えられ、通常の傷口の処置は必要であるが、狂犬病ワクチンを接種する必要性までではないこと。
4. 次のホームページ等を参照し、狂犬病に関する正確な情報の把握に努められたいこと。

厚生労働省ホームページ（狂犬病について）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou10/index.html>

・ 狂犬病に関するQ&A

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou10/07.html#q16>

・ 狂犬病の世界の発生状況（地図）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou10/pdf/03.pdf>

国立感染症研究所ホームページ（狂犬病）

http://idsc.nih.go.jp/idwr/kansen/k03/k03_18/k03_18.html